

第117号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「第30条」を「第40条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。